

# 第 2 1 期 第 2 5 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

藤里町農業委員会

## 1. 招集及び開催月日

招 集 月 日 平成 25 年 4 月 30 日  
開 催 月 日 平成 25 年 5 月 7 日

## 2. 開催及び時刻

開 催 場 所 藤里町役場議場  
開 催 時 刻 午前 1 0 時 0 分  
終 了 時 刻 午後 1 1 時 0 分

## 3. 招集者及び議長

招 集 者 会 長 小 森 鉄 雄  
議 長 会 長 小 森 鉄 雄

## 4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏 名	出欠別	番号	職名	氏 名	出欠別
1番	会長	小 森 鉄 雄	出席	8番	委員	桂 田 善 昭	出席
2番	職務代理者	淡 路 龍 美	出席	9番	委員	細 田 治 男	出席
3番	委員	山 田 一 達 孝	出席	10番	委員	齋 藤 猛	出席
4番	委員	安 保 広 政	出席	11番	委員	佐 々 木 靖 夫	出席
5番	委員	佐 々 木 忠 久	出席	12番	委員	藤 原 信 一	出席
6番	委員	田 中 文 雄	出席	13番	委員	安 部 満	出席
7番	委員	市 川 一	出席	14番	委員	細 田 茂 廣	出席

## 5. 欠席委員の番号及び氏名

## 6. 議事日程

日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 会議録署名者の指名について  
日程第 3 議案第 71 号 藤里町農用地利用集積計画の決定について  
日程第 4 議案第 72 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 5 そ の 他

## 7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり  
2 番 淡 路 龍 美 3 番 山 田 一 達 孝

## 8. 事務局出席者

事務局長 小 山 博、 庶務係長 佐々木 仁志

9. 会議の概要は次のとおり

開会 午前10時00分

事務局 定刻でございます。

本日欠席委員はいらっしゃいません。定足数に達しておりますので、ただいまから第21期第25回藤里町農業委員会総会を開催します。はじめに、会長からあいさつをお願いします。

議長 お疲れ様です。

最近、雨降りが続き、一向に寒い日が続く毎日ですが、今日もまた最高の寒さになっております。連休後の農作業に追われお忙しいことと思いますが、本日の総会に出席いただき心より感謝申し上げます。

本日は、議案が2件ございますので、ご審議のほどお願いします。それでは、早速報告に入ります。事務局は説明願います。

事務局 4月行事報告・5月行事予定を説明。

議長 ただいまの説明で、ご意見、ご質問はございませんか。

4番 4月に農業者年金加入者協会代議員総会が開催されておりますが、農業者年金受給者は何人いますか。

事務局 約150人くらいいます。そのうち、協会加入者は129人です。

議長 その他、なにかご意見、ご質問はございませんか。  
(なしの声)

議長 ないようですので、議事に入ります。

日程第1「会期の決定について」会期は5月7日本日1日限りとします。  
日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、2番淡路龍美委員、3番山田一達孝委員をお願いします。

日程第3「議案第67号 藤里町農用地利用について」を事務局から説明願います。

事務局 5ページをご覧ください。

議案第71号農業経営基盤強化促進法による利用集積について。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第6項の申請に伴い、藤里町から農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づく意見を諮問されたのでこれを提出する。

平成25年5月7日提出藤里町農業委員会会長小森鉄雄。

1. 農業経営基盤強化促進事業による利用集積の設定総括表は別紙のとおり。  
平成25年5月7日公告予定分。ということで、賃借権の設定新規が38件、再が3件、使用貸借権新規、再設定ともにありません。所有権移転についてもありませんでした。合わせて41件となります。

6 ページに総括表を添付しております。

3年田再が1件24,007㎡、5年田新が4件10,132㎡、田再が2件20,669㎡、6年田新が34件149,044㎡、合わせて41件203,852㎡となります。

7から9ページに一覧表を添付しています。1番と5番から41番までが新規設定となります。主だった内容は、大沢、藤琴地区の基盤整備事業に関連した新規の賃貸借設定です。

議 長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

2 番 基盤整備に係る賃貸借料単価10a当り18,000円は、土地改良区で設定したものだと思うが、これは事業費を差し引いた単価になるのか。

7 番 藤琴土地改良区では、事業説明会などで土地所有者と耕作者を交えて話し合い、10a当たり18,000円、また土地所有者の事業の賛同を得るために農地借人の一部耕作者（利用権設定者）も事業参加者になり返還金の支払いをすることになっている。

事務局長 結局、基盤整備した圃場については、地主が返還金を払うのではなく、農地を借りている農家が事業費を支払うことになっている。このため、賃借料の中に返還金を含んだ額で地主にそのまま賃借料単価18,000で支払えばうまくないことになる。3年かけて基盤整備したため、事業費も一律ではない。2番委員のご指摘のとおり、土地所有者が単価18,000円の内容をよく理解していないと賃借料を支払う段階でトラブルの原因になるため、土地改良区から組合員に対しきっちり説明してください。

2 番 基盤整備した農地を借用する場合、賃借料単価の欄に「18,000円。ただし事業費を差し引いた額を支払います。」と明記することが必要だと思う。

事務局長 契約書に書かれている内容が100%だという農家もいるので、事情のあるものについては「事業費（返還金など）を差し引いた額を支払う。」を明記することとしたい。

議 長 その他、なにかご意見、ご質問はございませんか。  
(なしの声)

ないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。

(異議なしの声)

ご異議ないようですので、議案第71号は許可相当とします。

続きまして、議案第72号「専決処分について」

事務局から説明願います。

事務局 10ページをご覧ください。議案第70号専決処分、「農地法第3条の規定による許可申請の処分について」報告並びに説明します。  
佐々木勉さんから「農地法第3条の3第1項の規定による届け出書が提出されたので専決処分により受理通知書を発行したことを報告します。

いずれも相続により所有権移転したので届出された案件です。  
土地の所在は、記載のとおりですのでご確認ください。

議 長 ただいまの説明で、ご意見ご質問はございませんか。  
8 番 今回の申請では羽佐場地区の農地が1筆抜けているのではないか。  
以前、羽佐場地区の圃場整備をした時のことだが、 さん名義の  
農地が約2畝歩ほどあったことを覚えている。この土地は面積が小さかった  
ため畦畔として整理されたが・・・。  
後継者である さんも羽佐場地区に農地があることに気付いていない  
ようなので、農地を確認した上でこのことを伝えるとともに、本申請に1筆  
追記し、受理通知書を再発行し対処してほしい。

事 務 局 羽佐場地区の農地を調査し、ご指摘いただいた内容で対処します。

会 長 その他、なにかご意見、ご質問はございませんか。  
 (なしの声)  
ないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。  
 (異議なしの声)  
ご異議ないようですので、議案第70号は許可相当とします。

議 長 ほかに、ご質問等ありませんか。  
 (なしの声)  
ないようですので、議事については終了します。  
  
ほかになにか皆様からございませんか。  
 (なしの声)  
ないようですので、本日の日程を終了いたします。お疲れ様でした。  
午前11時00分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成25年5月7日

藤里町農業委員会会長  
議 長

藤里町農業委員  
署名委員  
(2番)

藤里町農業委員  
署名委員  
(3番)